

東京電力引込線関係請負工事店になれます

一定の条件を備え都工組の推薦を受けると、需要家屋内配線工事と同時に引込線並びに計量装置の設計、工事を行う事のできる引込線請負工事店、またはアンペアブレーカ請負工事店になる事が出来ます。

(一財)関東電気保安協会・(公社)東京電気管理技術者協会の協力工事店になれます

一定の条件を備え都工組の推薦を受けると、(一財)関東電気保安協会並びに(公社)東京電気管理技術者協会が電気保安管理業務を受託している自家用電気工作物の設置者に対して、自家用電気設備の改修工事を行う際に紹介する協力工事店になる事が出来ます。

一般用電気工作物の調査業務を一定の条件のもとで行うことができます

当組は、経済産業大臣より電気事業法に基づく登録調査機関として登録を受けており、定期調査及び竣工調査を実施しております。一定の条件を備え研修等を受講し認定されれば、竣工調査員になることができます。

電気工事業法の登録届出等の事務の省略化ができます

組合員になると、各種の手続きの代行もいたしますので、事務処理が省略化されます。

組合員の技術力UPを支援、援護します

組合員の技術営業の拡大を図るため、各種講習会を廉価な受講料で開催します。

- ① 第一種及び第二種電気工事士試験受験準備講習会
 - ② 低圧電気取扱特別教育
 - ③ 職長及び安全衛生責任者教育
 - ④ 実技研修場を活用した
 - ・電気工事士指導者向け研修会
 - ・安全に関する研修会
 - ・技術力向上研修会
 - ⑤ デジタル放送の技術講習会
 - ⑥ 高圧ケーブル技術認定講習会
- 等の他にも指導計画を組み入れております。



各制度は組合ホームページもご覧下さい
URL <http://www.tokoso.jp/>



各種の情報を収集し提供します

その他、組合員の企業経営、技術改善に必要な資料、関連業界の情報、法規の改正・官公庁の連絡事項などは、絶えず収集され、毎月発行の組合機関誌「電気工事業」によって提供されます。

スケールメリットを生かした有利な各種保険制度が利用できます

① グループ共済保険制度

組合員や従業員が不慮の事故での入院、死亡したときの補償。組合独自の病気・見舞金制度があります。年度ごとに決算を行い、剰余金が出た場合配当金を還付します。

② 第三者賠償保険制度

組合員企業の防衛のための補償 “選べる補償額 1億円～3億円” 電気工事施工中に発生した第三者への賠償事故及び電気工事引き渡し後、その工事上の欠陥などが原因で発生した賠償事故。

＜事故実例と保険金の支払い状況＞

- ・作業終了後水道バルブの締め忘れが原因で現場階下の床、天井等を汚損・・・ 9,302,714円(免責金額5万円)
- ・配線工事で結線ミスし、LED看板を焼損
・・・1,706,000円(誤結線免責金額10万円)

③ 交通事故傷害保険制度

交通事故による死亡後遺障害・入院・通院に対する補償。保険料加入者 1名につき・・・8,000円(年額) 死亡の場合の補償 ……8,970,000円

④ 都工組労災上乗せプラン

国の労災保険の上乗せ補償 経営事項審査の加点評価対象となります。

⑤ 集団扱い自動車保険制度

組合員及び従業員の自動車 保険料の5%の割引制度です。



⑥ 都工組互助会

弔慰金制度

組合員の福利厚生(社会保険制度)

- ① 政府管掌の社会保険に加入している方は、一定条件のもと「東京都電気工事健康保険組合」への加入ができます。「東京都電気工事厚生年金基金」への加入ができます。
- ② 国民年金に加入している方は、「全日本電気工事業国民年金基金(職能型)」への加入ができます。



組合員のメリット



その他

- ◇商工組合中央金庫より融資が受けられます。
- ◇法律相談に関する顧問弁護士の紹介。
- ◇公益社団法人 全関東電気工事協会との共同事業を行っております。内閣府の認定を受けた公益社団法人 全関東電気工事協会の事業への取組みは一般消費者への信頼を厚くし組織としても、工事店(組合員)としてもお客様に対し高いステータスを獲得出来ます。公益社団法人 全関東電気工事協会への加入推薦を行います。
- ◇組合と表裏一体の都工組政治連盟による電気工事業界の地位向上を目指しております。

組合員になるためには

資格条件は…

東京都内で電気工事業を営み、電気工事業法による登録並びに届出(建設業許可業者は届出)をしている方なら、どなたでも加入できます。

なお、未登録の方もご相談に応じます。

加入のための費用は…

都工組は出資組合ですから出資金10万円のほか当該地区本部の費用が必要です。各地区本部によって多少の差異がありますので、裏面の地区本部へお問い合わせ下さい。

加入の手続きは…

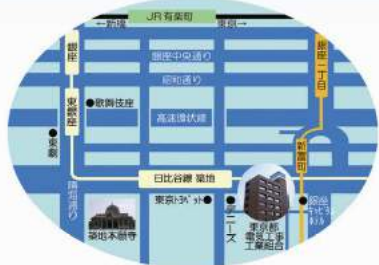
自社の住所を管轄している地区本部が窓口となります。各地区本部に下記の書類を提出していただきます。

(用紙類は各地区本部に備えてあります)

- ① 加入申込書
- ② 登記簿謄本等(法人)
- ③ 履歴書(個人)又は経歴書(法人)
- ④ 推薦書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 事業者台帳
- ⑦ 登録電気事業者登録証の写し、又は建設業許可票写し、並びに届出済票の写し



- | | | |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| ① 銀座 地区本部 | 〒101-0032 千代田区岩本町1-4-2 | TEL 03-5825-0266 FAX 03-5825-0269 |
| ② 江東・墨田地区本部 | 〒135-0002 江東区住吉2-7-16 | TEL 03-3633-9301 FAX 03-3633-6047 |
| ③ 江戸川 地区本部 | 〒132-0031 江戸川区松島1-29-8 | TEL 03-3652-9301 FAX 03-3651-0097 |
| ④ 葛飾 地区本部 | 〒125-0063 葛飾区白鳥3-31-9 | TEL 03-3603-9301 FAX 03-3603-9090 |
| ⑤ 上野 地区本部 | 〒110-0012 台東区竜泉2-17-15 | TEL 03-3872-7967 FAX 03-3873-9288 |
| ⑥ 足立 地区本部 | 〒121-0072 足立区保塚町3-2 | TEL 03-3883-7677 FAX 03-3883-8417 |
| ⑦ 新宿 地区本部 | 〒160-0022 新宿区新宿2-16-11 | TEL 03-3356-7933 FAX 03-3356-7738 |
| ⑧ 豊島 地区本部 | 〒170-0005 豊島区南大塚3-42-5中央ビル1F | TEL 03-6912-6671 FAX 03-3981-0061 |
| ⑨ 板橋・北 地区本部 | 〒173-0021 板橋区弥生町58-1弥生ビル2A | TEL 03-3974-2261 FAX 03-3974-2260 |
| ⑩ 練馬 地区本部 | 〒176-0023 練馬区中村北1-13-13 | TEL 03-3998-4244 FAX 03-3998-4230 |
| ⑪ 杉並中野 地区本部 | 〒166-0003 杉並区高円寺南2-1-4サンポール新高円寺104 | TEL 03-3318-2512 FAX 03-3318-2513 |



東京都電気工事工業組合

〒104-0045 東京都中央区築地 3-4-13 電気工事会館 2F
TEL 03-3542-7301 FAX 03-5565-8501

URL <http://www.tokoso.jp/> E-mail tokoso@tokoso.jp



- | | | |
|------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| ⑫ 渋谷 地区本部 | 〒151-0073 渋谷区笹塚1-12-3 | TEL 03-5465-1535 FAX 03-3481-3401 |
| ⑬ 世田谷 地区本部 | 〒154-0023 世田谷区若林1-15-10 | TEL 03-3412-5821 FAX 03-3412-5823 |
| ⑭ 品川 地区本部 | 〒142-0054 品川区西中延1-7-23 | TEL 03-3785-0151 FAX 03-3785-0152 |
| ⑮ 大田 地区本部 | 〒146-0082 大田区池上5-13-6大池ビル1F | TEL 03-3753-7411 FAX 03-3753-7775 |
| ⑯ 武蔵野 地区本部 | 〒180-0012 武蔵野区緑町2-3-35 | TEL 0422-51-2442 FAX 0422-53-0241 |
| ⑰ 調布 地区本部 | 〒182-0026 調布市小島町1-2-1 | TEL 0424-84-2261 FAX 0424-85-8411 |
| ⑱ 八王子 地区本部 | 〒192-0066 八王子市本町20-9 | TEL 0426-27-2751 FAX 0426-26-7401 |
| ⑲ 町田 地区本部 | 〒194-0013 町田市原町田2-9-22 | TEL 042-725-1896 FAX 042-727-9659 |
| ⑳ 立川 地区本部 | 〒190-0004 立川市柏町4-21-26 | TEL 042-538-2403 FAX 042-536-5681 |
| ㉑ 青梅 地区本部 | 〒205-0003 羽村市緑ヶ丘2-1-9 | TEL 042-554-6947 FAX 042-554-6085 |



あなたの街の電気工事工業組合に
加入しませんか...

東京都電気工事工業組合(略称:都工組)は、
「中小企業団体の組織に関する法律」に基づき、
東京都内に電気工事業で唯一設立が認められた
団体(商工組合)です。また当組合は、中小電気工
事業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、公正な
経済活動の機会を確保することを目的としております。中小
電気工事業者の利益を守り、その社会的地位の向上を図る
役割をもっております。業界の円満な発展と企業の経済
基盤の確立のためには、1人でも多くの方が、当組合に加入
されますようおすすめしております。



東京都電気工事工業組合